

# 令和2年度 奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金 実施要領

## 第1 目的

新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金交付要綱に定める事業の実施及び補助金の交付については、交付要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとします。

## 第2 補助対象経費としてみなす経費

本補助金の対象経費としてみなすことができる経費は、令和2年4月16日以降に支出された経費です。

## 第3 実績報告の時期

1. 実績報告は、事業完了後速やかに提出してください。
2. 「速やかに」とは、以下を目安としてください。
  - ①事業完了後30日以内
  - ②交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定後30日以内《注意》本補助金は、県から事業者への補助金交付を令和3年3月末に全て完了する必要があります。実績報告の審査が終了しなければ請求いただくことができません。ご留意ください。

## 第4 実績報告に係る「その他知事が必要と認める書類」について

1. 「その他知事が必要と認める書類」とは、以下に示す書類及びこれらに類する書類を指します。
  - ①実績報告の内容を補足する資料（写真、成果物など）
  - ②収支内容を確認する書類
    - ・領収書の写し
    - ・通帳の写し
    - ・会計システム、経理システムの帳票
2. 「その他知事が必要と認める書類」については、補助事業に係る箇所が明確となるよう工夫してください。

## 第5 消費税仕入控除の取扱いについて

本補助金において、仕入控除額の取扱いについては、以下の通りです。

1. 実績報告及び請求は、全て税込みで行ってください。
2. 実績報告時に、消費税の取扱について以下の書類で申告してください。
  - ①令和2年度奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金に係る消費税の取扱に係る申告書【様式7号（実施要領第5関係）】
3. 仕入控除税額については、税額確定後二ヶ月以内に県へ報告した後、県より送付する納付書（請求書）にて返還いただきます。

ただし、以下に該当する場合は、消費税等仕入控除税額の返還は生じません。

①免税事業者

消費税法第9条第1項の規定により消費税を納める義務が免除されるもの

②簡易課税事業者

消費税法第37条第1項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用されるもの

③消費税法別表第三に掲げる法人で、特定収入割合が5%を超える見込みのもの

④新型コロナ税特法による特例を受けているもの

⑤課税事業者のうち、自己負担額が増加する等の理由から、消費税等仕入控除税額確定後に返還を選択するもの

①～④以外のものであって、特段の理由により、消費税等控除税額の報告及び返還を選択するもの

3. 第5の3ただし書き①～④に該当する場合は、実績報告書に以下の書類を添付してください。

①簡易課税事業者又は免税事業者であることが確認できる書類（下記いずれか）

- ・個人→前期及び前々期の確定申告書の写し
- ・法人→前期及び前々期の決算書の写し
- ・新型コロナ税特法第10条第1項第3項の規定に基づく課税事業者選択（不適用）届出に係る特例承認申請書の写し

②返還額が生じないことを証する書類

- ・簡易課税事業者→確定申告書の付表5の写し
- ・特定収入割合が5%を超える→特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）

## 第6 消費税仕入控除税額の報告・返還について

〈報告〉

消費税仕入控除税額確定後二ヶ月以内に、以下の書類により県に対し報告してください。

- ①令和2年度奈良県新型コロナウイルス感染症対策観光振興補助金に係る仕入控除税額報告書【様式8号（実施要領第6関係）】
- ②確定申告書の写し
- ③付表2 課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表の写し
- ④特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式） ※公益法人等のみ

〈返還〉

報告された仕入控除税額については、後日、県から納付書（請求書）を発行しますので、金融機関の窓口で納付してください。

## 第7 補助金の請求について

1. 県の発出する額確定通知書受領後、速やかに請求してください。

《注意》本補助金は、県から事業者への補助金交付を令和3年3月末に全て完了する必要があります。県が請求書を受領してから支払処理を終えるまで概ね二週間を要します。ご注意ください。

## 第8 その他

この実施要領によりがたい事情が生じた場合は、速やかに下記までご連絡ください。  
〈問い合わせ先〉 奈良県ならの観光力向上課 観光ブランド力向上係

T E L : 0 7 4 2 - 2 7 - 8 9 7 4 (直通) E-mail : [narakanko@office.pref.nara.lg.jp](mailto:narakanko@office.pref.nara.lg.jp)